

明石市環境レポート「年次報告書」について

明石市環境レポートは、明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例第 18 条に基づき作成するもので、基本施策の実施状況についてまとめたものです。

公表にあたっては、パブリックコメントを実施するとともに環境審議会からの意見も踏まえ、市のホームページなどを通じて公表します。また、公表した環境レポートに対しても、市民等から意見を求め、さらなる施策の推進・改善を図ることとしています。

明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例（抜粋） （年次報告書）	
第 18 条 市長は、環境基本計画の適正な進行管理を図るため、毎年、環境の状況及び市長が環境の保全及び創造に関して講じた施策の状況等についての報告書（以下「年次報告書」という。）を作成し、これを公表するものとする。	
2 市長は、年次報告書について審議会の意見を聴くものとする。この場合において、市長は、当該意見の趣旨を尊重し、必要な措置を講ずるものとする。	

■環境レポート公表までのスケジュール

環境審議会（10月21日）	※本日の意見を反映させたレポート案をもとに、パブリックコメントを実施
パブリックコメントの実施（11/4～12/3）	
環境レポート公表（12月末）	※市ホームページで公表するとともに、環境レポート冊子の作成
公表後の市民意見募集	※公表した環境レポートに対して、市民意見を求め、今後の改善を図る

■環境レポートの改善点について

循環型社会の実現に向けた取り組みについて 対照ページ P. 8～P. 9	資源化可能物の記載方法について、ひとめで分かるようにした方がよいという意見を受け、グラフ表示に加え、枠囲みで資源化可能物の合計を表示しました。また、燃やせるごみの経年変化のグラフを追加しました。
取り組みの課題について 対照ページ もくじ項目 3～7 の取り組みについて	次の課題を明記した方がよいという意見を受け、取り組みの課題と今後の方向性について、極力、具体性を持った表現にしています。
アンケートについて 対照ページ P. 29 に掲載している市ホームページ内の環境レポート閲覧ページに、アンケート様式を記載	市民意見がもっと集まる工夫をした方がよいという意見を受け、レポート差込のアンケート用紙に加え、インターネットを利用しアンケート回答できるよう、ホームページの内容を整備しています。
※作成にあたっては、市民目線を重視し、読みやすいものとなるよう構成しています。	